

監査公告第 15 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から通知がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置通知

指定管理施設：中谷宇吉郎雪の科学館

指定管理者：株式会社 エイム 代表取締役 山崎 充浩

監査結果（指摘事項）と対応

所管課に対する監査結果

(1) 建物管理について

屋内水泳プールの老朽化が極めて進んでいる。ろ過機等の設備についても耐用年数が過ぎているものが見受けられ、課題は山積している。安全管理の主体は所管課にあるとの認識をより自覚して対処されたい。

市予算で一定の修繕を実施し、協定書に定める「10万円以上の修繕費については、市の負担で実施する」は適正に対処されてはいるものの、決して十分な状況とは言えない。

体育施設の中でも利用者数が多いこの施設を今後どうするか、公共施設マネジメントの個別施設計画を基に効果的な対応を急いでいただきたい。

対 応

所管課としては、施設の経年劣化が著しいこと、安全面で問題があること、市内のスポーツ施設と比べて利用者が多いこと等は十分承知している。

水泳プールの現状を共有し、かつ今後の整備についての参考意見とするため、令和4年1月25日に開催したスポーツ推進審議会において、加賀市スポーツ推進審議会条例第6条に基づき、指定管理者を含む水泳関係者に出席を求め、参考意見の聴取を行ったところである。

今後の整備方針については、スマートシティ課が所管する、公共施設マネジメント推進に向けた外部検討委員会（令和4年2月から3月に開催予定）での検討結果を踏まえて案を作成し、加賀市スポーツ推進審議会に諮りながら整備計画をまとめていくこととしている。

同時に、屋内水泳プールほどではないが、ゆけむり健康村ゆーゆー館スイミングプールにおいても老朽化が進んでいることから、機能集約のタイミング等について所管課と協議を行い、市内に水泳プールが無い空白期間を極力なくすよう努めていきたい。

(2) 自主事業について

施設内の自動販売機の取扱いが協定書で規定されていない。特別な理由が無いのであれば、一般例に従い自主事業の一種として協定書にその収支の取り扱いを規定するよう改善されたい。

また、用品のレンタル料金など、指定管理者の本部経理に属する場合でも、施設内で発生する収支については、市への報告へ含めることが原則である。適切な指導をお願いしたい。

なお、自主事業であるスイミングスクール会員の会費も自主事業収入として報告を受けているが、本部経理となっているため、会員数の推移が不明である。補足資料として当該施設での会員数の報告を受けるよう改善されたい。

対 応

次年度からは、協定書に自動販売機の収支の取り扱いに関する規定事項を追記することとする。また、自動販売機、レンタル料など施設内で発生したすべての収支を含めて報告するよう指導した。

スイミングスクールの会員数については、提出した監査資料にはなかったが、四半期ごとに実績報告があるため、今後も継続して報告するよう求めた。

(3) 指定管理委託費について

指定管理者側から提出された令和2年度の実績報告では、コロナ禍による営業補償収入が計上されていない。一過性の収入ではあるが指定管理委託費相当として計上されるよう指導したところである。

対 応

ご指摘を受け、令和2年度の収入にコロナ禍による営業補償費を計上し、実績報告をしてもらった。今後もコロナ禍による営業補償があつた場合は、指定管理委託費相当として収入に計上するよう指導した。

指定管理者の監査結果

(1) 決算・経理について

施設では入場券販売機と窓口レジの2区分で現金収入が管理されている。日々の保有現金の管理や本部経理との連携に係る処理も区分毎に適切に管理されていた。また、本市の共通利用券に関する販売管理、利用実績に係る請求など諸帳簿を備えながら、適切な事務が行われていた。

一方、軽微な事項ではあるが、自主事業に分類されるはずの水泳帽やゴーグルのレンタル料金が収支報告に計上されていない事例など、監査当日に改善点を指摘した。当該施設で発生する収入については、今後の収支報告で適正に処理願いたい。

対 応

水泳帽やゴーグルのレンタル料金の収入については、すべて本社収支にて計上処理を行っていたが、ご指摘を受け、その収支を参考資料として所管課へ提出した。今後は、当施設内で発生するすべての収支を含めて報告することとする。

(2) 自主事業について

いわゆるスイミングスクールに特化して取り組むことで、利用者からの人気は高い状況である。施設の老朽化やコロナ禍を背景に近年の利用者数はやや減少しているものの、体育施設としては比較的高位で推移しており、指定管理者制度が効果的に機能していると認識できた。

施設内の清涼飲料水等の自動販売機2台の収支については、これまで収支報告が無かったようだが、一定金額の収入があることから、自主事業のひとつと考える。今後、所管課の指導に従い、適切な取り扱いをお願いしたい。

対 応

次年度から市と締結する協定書に自動販売機の収支の取り扱いに関する規定事項が追記されることに伴い、自販機収入など必要な項目を追加し、施設内で発生するすべての収支を含めて報告する。

(3) 管理業務について

事業計画に従った人員配置がなされており、安全管理とサービス向上に向けた体制が整っていることを確認できた。

施設の状況を十分に把握したなかで管理運営されており、コースロープの修繕なども迅速に対処している点など利用者の安全を優先した取り組みが見てとれる。施設の老朽度を鑑みれば、日々の運営努力を評価したい。

今後とも所管課とのコミュニケーションを維持し、円滑な管理をお願いしたい。

対 応

今後は、年度当初に協定内容や施設の問題、課題等について所管課と協議す

る機会を設け、より一層の情報共有とコミュニケーションを図っていくこととする。また、必要に応じて随時、協議や相談を行いながら、すべての来館者に安全・安心に利用してもらえよう、施設の運営に取り組んでまいりたい。